

# 大阪地方最低賃金審議会総会

## 第369回本審議会議事録

### 1 日 時

令和7年10月21日（火）10時54分～11時27分

### 2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 4階 講堂

### 3 出 席 者

（公益代表委員）

北川委員、衣笠委員、村上委員

（労働者代表委員）

大川委員、狼谷委員、澤谷委員、清水委員

（使用者代表委員）

北鳶委員、實松委員、柴田委員、中村委員、平岡委員

（事務局）

高橋労働局長、柴田賃金課長、中筋主任賃金指導官、森内賃金指導官、

本多賃金指導官、福井監察監督官、藏本最低賃金係長

### 4 審議事項

（1）大阪府塗料製造業最低賃金及び大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性に関する各専門部会の審議結果報告について

（2）令和7年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告について

（3）その他

(開会 10時54分)

## 中筋主任

定刻前ではございますが、おそろいいただきましたので、ただいまから大阪地方最低賃金審議会第369回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。

傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員3名、労働者を代表する委員4名、使用者を代表する委員5名の計12名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する委員、森委員、柴田委員、岸本委員、労働者を代表する委員、上森委員、土井委員、使用者を代表する委員、土井委員の方々につきましては、本日、所用のため御欠席でございます。

本日の配付資料について確認をいたします。

会議次第、配席図、会議資料の3点です。御確認をお願いいたします。

次に、特定最低賃金改正決定の必要性及び改正決定につきましては、全7業種の各専門部会で御審議をいただき、10月3日をもって全専門部会の審議が終了しました。

そして、全7業種のうち、10月2日以前に結審いただいた大阪府鉄鋼業ほか4業種につきましては、昨日開催の第368回総会で審議結果を報告し、決定されたところです。10月3日に結審した大阪府塗料製造業及び大阪府電気機械器具製造関連産業の2業種については、昨日までが異議申出受付期間としておりましたが、異議申出はありませんでした。本日は、会議次第にありますとおり、これら2業種の専門部会での審議結果の報告と令和7年度附帯事項取組状況についての報告等が議事となります。

それでは、衣笠会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

## 衣笠会長

連日となりまして、大変恐縮でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事（1）の大坂府塗料製造業最低賃金及び大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性に関する各専門部会の審議結果報告についてに入ります。

先ほど事務局から説明いただきましたが、特定最低賃金専門部会での審議結果につきまして、事務局から改めて報告をお願いいたします。

## 柴田課長

それでは、報告いたします。

大阪府塗料製造業最低賃金及び大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金について審議結果を説明いたします。

まず、大阪府塗料製造業最低賃金につきましては、配付しております資料1を御覧ください。

こちらにございますように、10月3日の専門部会によりまして、時間額1,191円、効力発生の日12月4日で決議されております。

次に、大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金につきましては、資料2を御覧ください。

こちらにございますように、10月3日の専門部会により、時間額1,197円、効力発生の日12月4日で決議されております。

これら特定最低賃金は、各専門部会におきまして全会一致で改正決定の必要性ありと議決され、金額の改正決定につきましても全会一致で議決されましたので、最低賃金審議会令第6条第5項に基づきまして、各専門部会の決議をもって審議会の決議となっております。

以上でございます。

## 衣笠会長

ありがとうございました。

そうしましたら、続きまして、議事（2）の令和7年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

## 柴田課長

それでは、事務局から令和7年8月19日付け、大阪府最低賃金答申の際、御要望いただきました附帯事項につきまして、取組状況を御報告いたします。

ただ、答申が行われてから、2か月での報告となっておりますので、報告内容が限定されておりますことをよろしくお願いいいたします。

では、資料4を御覧ください。

まず、1ページから2ページに記載しておりますとおり、附帯事項は大きく分けまして政府へ要望するものと大阪労働局へ要望するものがございます。

まず、政府への要望に対する取組について説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

政府への要望①ですが、業務改善助成金におきましては、令和7年9月5日より、対象事業場を事業場内最低賃金額が改定後の地域別最低賃金未満までに拡充。また、最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要になっております。

IT導入補助金、中小企業省力化投資補助金（一般型）、ものづくり補助金におきましては、最低賃金引上げ特例を改定後の地域別最低賃金未満に拡充し、該当事業者に対する加点も実施しております。

また、事業場内最低賃金を令和7年度最低賃金改定において示された全国目安額以上に引き上げた事業者に対する加点も新設されております。

次に、政府への要望②でございますが、9月を価格交渉促進月間とし、業界団体を通じた価格転嫁の要請、価格転嫁の状況についてのフォローアップ調査を実施しております。

次に、3ページを御覧ください。

3ページからは大阪労働局への要望に対する取組となっております。

まずは、取組の実施計画を3ページにお示しております。これは、附帯事項6に基づく実地計画として策定いたしました。順に御説明いたします。

では、4ページを御覧ください。

周知広報・履行確保、支援策利活用の促進につきましては、通年で実施いたしていますが、主な取

組事項の1つ目といたしまして、最低賃金の円滑な履行確保を図るためには、発効される改正額について的確に周知するとともに、賃上げ支援策のさらなる活用促進を図ることが重要であると考えます。

改正額及び支援策につきましては、関係機関とも連携し、効果的な周知広報に取り組んでまいります。

また、賃金不払いをはじめとした基本的な労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による定期監督などにおきまして、賃金引上げの意向や労働条件の改善状況を確認してまいります。賃金支払が履行されず、度重なる指導でも是正されない事業場や定期賃金や割増賃金を適切に支払わず、同様の法違反が繰り返される事業場につきましては、司法処分も含めて厳正に対応してまいります。

2つ目でございますが、下請取引の適正化については、年間を通して、監督指導等において、対象事業場における賃金引上げの阻害要因として買いたたきなどが疑われる場合、労働基準関係法令違反が認められない場合であっても、公正取引委員会・中小企業庁又は国土交通省に通報を行ってまいります。

3つ目でございますが、9月5日から10月15日、この期間を最低賃金周知・支援期間として、改正最低賃金額及び業務改善助成金など賃金引上げに向けた支援策の周知について集中的な取組を行いました。

4つ目でございますが、11月には、民間企業に業務委託などを行う場合、契約期間中の最低賃金額改正によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、大阪府内自治体、在阪する国の行政機関や独立行政法人に対する配慮要請の取組を強化します。

5つ目ですが、2月には、自治体が発注する業務委託契約を受注した事業者などに雇用される労働者の最低賃金の履行確保の強化を目的とする情報連携について、協定未締結の自治体へ締結に向けた働きかけを行います。

最後に、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備のため集中取組期間を1月から3月に設け、最低賃金の遵守徹底のための監督指導を強化するとともに、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げに向けた働きかけや価格転嫁対策関連の施策の紹介の取組の強化を図ります。

では、答申附帯事項の取組状況について、順を追って説明いたします。

5ページを御覧ください。

まず、大阪労働局への要望①でございますが、未満率解消に向けた、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保の実施でございます。

従来から、できるだけ多くの大阪府民に知りていただくよう、大阪府内全自治体への広報誌の掲載を依頼するほか、マスメディア、SNSの活用、包括連携協定を結んだ金融機関を通じた周知など、様々な媒体や機会を活用して、積極的に取り組んでおります。

なお、9月末現在ではございますが、17の自治体で広報誌への掲載が行われております。

また、政府広報といたしましては、9月26日には新聞の一面を使った広報も行っております。

次に、6ページを御覧ください。

6ページに掲載しております、大阪府最低賃金のリーフレット・ポスターは、改正決定の公示後に約1,900件の機関・団体・事業場へ送付し、周知を図りました。

また、ここには記載がございませんが、職業対策課が発送する生涯現役社会の実現に向けた地域ワークショップの案内約7,500社、堺マザーズハローワークの庁舎移転に伴う案内、こちらは約14,000

社に大阪労働局版リーフレットを同封しまして、最低賃金及び周知策の支援を図りました。

今後も確定申告会場・労働保険年度更新会場など中小・小規模事業者が利用することが見込まれる場所など、様々な媒体や機会を捉えまして、効果的な周知・広報に取り組んでまいります。

また、なお、資料には記載しておりませんが、大阪、なんば、天王寺駅をはじめとします主要32駅につきまして、周知用ポスターを掲示することによって周知を行っております。

では、次、7ページを御覧ください。

3番、履行確保の取組について説明いたします。

今年度も1月から3月までを集中取組期間として、大阪府内の全ての監督署におきまして、最低賃金の遵守徹底を目的として、最低賃金の履行確保のための集中的な監督指導の実施を予定しております。

次に、その下でございますが、大阪労働局への要望②、支援策の効果的な周知広報と一層の利活用の促進についてでございます。

例年9月を最低賃金周知・支援月間と設定して周知等に取り組んでおりましたが、今年度は10日間長い9月5日から10月15日を最低賃金周知・支援期間と設定しまして、取組概要と実施要綱を大阪労働局全体の取組としてプレスリリースするとともに、労使団体をはじめ、自治体や支援機関など、中小企業と関わりの深い機関に対し、積極的な周知の御協力をお願いいたしました。

めくっていただきまして、8ページの（4）を御覧ください。

労働基準監督署では、賃金改正の影響が特に大きいと思われる事業所1,300件を選定いたしまして、署の職員が個別に説明することによりまして、改正賃金額や事業主支援策を周知いたしました。

その下、（5）でございますが、ハローワークでは、求人窓口のほか、所内に改正最低賃金額を記載したリーフレットを掲示・配架して周知いたしました。加えて、マイページ登録事業所については、改正最低賃金額、賃金引上げに係る支援策についても周知を図っております。

また、10月16日以降有効な求人のうち、改正最低賃金額を下回る事業所に対しては、10月16日以降の求人票の賃金額の見直しを指導しております。

少し飛びまして、その一番下（9）でございますが、大阪労働局YouTubeチャンネルにショート動画の投稿や、大阪労働局労働基準部公式Xに投稿して情報発信を行っております。

次に、9ページを御覧ください。

（10）のところですが、今年度、新規の取組といたしまして10月13日から10月19日まで、大阪メトロ地下鉄の御堂筋線・中央線、それとJR環状線・ゆめ咲線の車内デジタルサイネージによる周知を実施しております。

大阪メトロの御堂筋線、中央線の主要駅である梅田、なんば、天王寺、堺筋本町及び近鉄乗り入れ、これで1日の乗降人数は約118万人、JR環状線の主要駅である大阪駅、天王寺駅、京橋駅の1日乗降人数は約50万人と多くの府民への周知を行っております。

その下（11）でございます。

今年度も、新規の取組といたしまして、ハローワークで配布している雇用保険事務手続の手引き、これに最低賃金額及び支援策を掲載して周知を図っております。

その下、2の大坂働き方改革推進・賃金相談センターを通じた取組では、周知支援期間に、業務改善助成金のオンラインセミナーを開催し、利活用の促進を図りました。

その下、また、9月末までの利用状況、これは一覧表のとおりでございます。

3の労働基準監督署の職員からは、窓口相談、集団指導、説明会、個別訪問支援、こういったあらゆる機会を活用しまして、支援策の周知や利活用の働きかけを行っております。

10ページを御覧ください。

4番の支援策活用状況といたしまして、大阪での各種支援策の活用状況について掲載しております。では、次、11ページを御覧ください。

5の今後の取組でございますが、引き続き支援を必要とする中小企業など経営者の皆様に業務改善助成金など各種支援策や中小企業が賃上げしやすい環境を整えるため、制度・助成金など幅広い相談に応じる大阪働き方改革推進・賃金相談センター、これを積極的に周知いたしまして、関係団体、関係省庁と連携して利活用の促進に取り組んでまいります。

次に、大阪労働局への要望③でございますが、行政機関に対する配慮要請等の取組について説明いたします。

厚生労働省労働基準局長から、改定額、支援施策の周知・広報及び労務費の適切な価格転嫁を踏まえた要請文書を各都道府県知事・政令指定都市市長宛てに発出しております。

大阪労働局におきましても、大阪労働局長と大阪府知事の連名で政令指定都市以外の府内自治体へ要請文書の送付を予定しております。

また、大阪市、堺市、枚方市との最低賃金に係る情報提供の協定については、引き続き的確に運営していくとともに、未締結の自治体へは、協定締結の働きかけを行い、自治体と連携して最低賃金履行確保を図ってまいります。

次に、その下の大坂労働局への要望④でございますが、下請取引の適正化に向けた取組について御説明いたします。

労働基準監督署は、事業場に監督指導などを実施した際に、労働基準関係法令違反が認められない場合であっても、賃金引上げの阻害要因として買いたたきなどが疑われる事案につきましては、公正取引委員会・中小企業庁又は国土交通省に通報を行い、法令遵守が徹底されるよう引き続き取り組んでまいります。

また、1月から3月までの集中取組期間において、最低賃金の遵守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行ってまいります。

これらの取組の実施につきましては、厚生労働省本省とも連携を取りながら、予算の確保、実施体制の強化を図り、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備を進めてまいります。

最後になりますが、12ページを御覧ください。

大阪労働局への要望の⑤としましては、現在の取組状況について厚生労働省本省に説明を行いまして、十分な予算措置が取られるように取組をしております。

附帯事項の6項目につきましては、ただいま説明しました取組状況を検証し、本総会で随時報告させていただくこととなっております。

事務局から、令和7年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組について、現在の状況でございますが、これまでの取組状況の報告は以上でございます。

## 衣笠会長

御説明いただきまして、ありがとうございました。

以上の説明につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

## **柴田委員**

説明ありがとうございます。

3つ、ちょっと質問させていただきたいと思います。

1つ目が、2ページの政府に要望に対する取組等の①の中ですけれども、いろいろ制度が拡充されたりとかがされているんですけれども、厚生労働省の来年度の概算要求を見ますと、業務改善助成金が全国ベースで35億円、7年度よりちょっと増えているんですけれども、全国の中小企業の数からするとあまりにも少額ではないかなと思っています。

こういう厚生労働省の業務改善助成金の概算要求額に対する大阪労働局としての見解を1つ教えていただきたいのが1点、あとは簡単な質問なんですけれども、4ページのところの、下から2つ目の丸のところの協定の締結勧奨のところ、協定未締結の自治体に締結に向けた働きかけを行うというふうに記載をされておりますが、未締結のところは大阪、先ほど説明があった3つの市町村、市以外のところに働きかけを行うという理解でよろしいんでしょうか。

それから、8ページのところの(4)のところの監督署で影響率が高い業種の小規模事業者、約1,300に説明資料を送られたというふうに説明がありましたけれども、影響率が高い業種って具体的にどんな業種に説明されたのかちょっと教えていただきたいと思います。

以上、3点です。よろしくお願いします。

## **柴田課長**

ありがとうございます。

1点目の業務改善助成金の予算が35億円と、令和7年よりは少し増えていると、でも全体、中小企業のところから見ると、少ないのではないかというお話だったと思います。それに対して、大阪労働局としてどう思うかということでしょうか。大阪労働局として多いか少ないかというようなものは、何とも言えるところではないのかなとは思っております。

## **高橋局長**

私のほうから引き続きお答えさせていただければと思います。

大阪労働局としましては、まず管内で受け付けたものについて的確に支給をさせていただけるように押さえたいと思っております。その中で、申請状況あるいは支給決定の状況等につきましては、本省にも要望を上げさせていただくようにしております。今後、補正予算を確保するということもあり得ると思いますので、それは本省として責任を持って、予算がさらに必要であればニーズに応じて確保していただくように、私ども大阪労働局からも本省に強く訴えてまいりたいと考えております。

## **柴田課長**

2点目の協定未締結、これは御質問にありました大阪市、堺市、枚方市と協定を結んでおりますので、それ以外のところに協定の締結の働きかけをするということで、おっしゃるとおりでございます。

3点目の影響率の高いところというところですが、業種としましては、小売業、それから飲食サービス業で、あとは理美容業、こういったところが大体毎年高いです。ただ、そうすると毎年毎年、同じようなところに督促というか、この話をすることになりますので、そこも踏まえながらそれに次ぐ

ようなところ、今年でしたら、木工機械の製造業関係などの影響率が比較的に高かったですから、そういうところに対して働きかけをしております。ですから、高いところと言われればやはり小売業、飲食サービス業、こういったところが一番多いかなと思っております。

### 衣笠会長

よろしいでしょうか。何か追加でありますか。

### 柴田委員

業務改善助成金の受付状況とかですか、資料のところにありましたけれども、これってどうなんですかね。その大阪労働局管内のほうの受付でこの35億円という全国規模の、大阪が希望されている企業さんが申請ができていないような状況があるんですかね。それとも、全体35億円の補正予算で毎年200億から300億ぐらい措置されていますけれども、それの中で大阪の中小企業、必要とされている方は今のところは申請できているというふうな理解をさせてもらつたらいいですかね。

### 柴田課長

別に、何かお金がないので申請をしないでくださいとかっていうのは特に聞いていません。順調に積み上がっているから、そういうふうには聞いております。

### 柴田委員

ありがとうございました。

### 衣笠会長

ありがとうございます。

ほかにも御質問等ございますか。

よろしくお願ひいたします。

### 澤谷委員

澤谷でございます。

予算に関しては、今、柴田委員からもありましたけれどもしっかりと、大阪は特に中小が多いですから、しっかりと補正予算を含めて実態状況に応じて、予算確保というところはしっかりとお願いしたいというところでございます。

もう一点、労働側としましては履行確保の取組、周知に関しまして、例年ですと10月1日発効になりますので、通常どおり周知をしっかりとしていくということのところでしょうけれど、今年に関しては、10月16日発効ということになりますので、例えば、パートアルバイトのような時給制の方に関しては非常に分かりやすいかと思うのですが、一方で月給制の方については、月の途中で変わるということになりますので、月給を時給換算したときに、実は下回ってしまいましたということもある可能性も出てくると思いますので、そういう意味では履行確保の観点というところも通常とはまた違う方、こういった月給制のところに対しても、きちんとチェックをしたりというところ指導するようにお願いをしたいと思います。

以上です。

### **柴田課長**

ありがとうございます。

おっしゃられますように、本当に大体これまで10月1日からになっていまして、今年は10月16日からで、月の途中からですので、月給制の場合、途中で変わりますから、その確認をするという必要性は理解しております。ただ従前も、給料の締め日が末でなくて、20日締めとか、15日締めの会社もありますので、そういう場合だと、今まで調査をするときには、やはりそこを見ておりまして、この月は大丈夫ですか、見落としていませんかと確認をしておりますので、そのところは今までと同じように、履行確保というところでは行つていただきたいと考えております。少し前でしたら9月30日というような日もあったかなと思いますので、そういう過去の流れもございますので、そのあたりは現場も承知しておりますので、よろしくお願ひします。

### **衣笠会長**

ありがとうございます。

ほかにも御質問、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

( な し )

### **衣笠会長**

御意見、御質問いただきありがとうございました。

そうしましたら、続きまして、議事(3)その他に入ります。

事務局から今後の予定について、御説明お願ひします。

### **中筋主任**

お配りしております会議資料の5ページ目、資料3、令和7年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れの下のほうにあります第370回総会についてですが、現状では11月中での開催の予定はございません。

以上でございます。

### **衣笠会長**

ありがとうございます。

では、そのほか、何かございませんでしょうか。

労働者を代表する委員、何かござりますか。

( な し )

### **衣笠会長**

使用者を代表する委員、何かござりますか。

大丈夫ですか。

( な し )

### 衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして閉会といたします。

委員の皆様、本日もどうもありがとうございました。

(閉会 11時27分)